

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件公表書
【案件名：つくば市犯罪被害者等支援条例（案）】

令和8年（2026年）10月
つくば市建設部防犯交通安全課

案件名	つくば市犯罪被害者等支援条例(案)
募集期間	令和8年 10 月 13 日 ～ 令和8年 11 月 12 日
担当課	建設部 防犯交通安全課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線 3812)

■ 意見募集の趣旨

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的に、本条例を制定するものです。

つきましては、この条例案に市民の皆様のご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施いたします。

■ 資料

- ・つくば市犯罪被害者等支援条例（案）
- ・つくば市犯罪被害者等支援条例（案）概要版

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・建設部防犯交通安全課（つくば市役所本庁舎 3 階）
 - ・各窓口センター
 - ・各地域交流センター
 - ・つくば市民センター

※施設閉庁日を除く。

- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
 - つくば市建設部防犯交通安全課

- ファクシミリ 029-828-5971

- 電子メール ctz070@city.tsukuba.lg.jp

- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、「つくば市犯罪被害者等支援条例」の最終決定を行います。
- 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
- 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和9年1月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、建設部防犯交通安全課、
情報コーナー（庁舎1階）、
各窓口センター、各地域交流センター、つくば市民センター

つくば市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援の充実を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

3 この条例において「二次的被害」とは、犯罪等による被害を受けた後に、配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

4 この条例において「市民」とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

5 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

6 この条例において「民間支援団体」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

7 この条例において「関係機関等」とは、国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に、かつ、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業者である犯罪被害者等が被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、その就労に関して十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必

要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

（見舞金の支給）

第7条 市は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第2項に規定する犯罪被害（以下この項、第3項及び附則第2項において「犯罪被害」という。）による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者（犯罪被害を受けた者（当該犯罪被害の原因となった行為が行われた時において市内に住所を有していた者に限る。附則第2項において同じ。）をいう。第3項において同じ。）又はその遺族に対し、見舞金を支給するものとする。

2 前項の「市内に住所を有していた者」とは、市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により作成する住民基本台帳をいう。）に記録されていた者又は配偶者等からの暴力、自然災害その他市長がやむを得ないと認める事由により市内に一時的に居所を定めていた者をいう。

3 見舞金の支給の対象となる犯罪被害並びに犯罪被害者及びその遺族の範囲、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（精神的な被害の回復等の支援）

第8条 市は、犯罪被害者等の心理的なケアの実施その他精神的な被害の早期の回復又は軽減を図るために必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第9条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（居住の安定）

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（つくば市市営住宅条例（平成9年つくば市条例第60号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。）への入居における

配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発活動)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害を生じさせることのないよう配慮することの重要性について、市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第13条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるようにするため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた行為が原因となり犯罪被害を受けた者又はその遺族について適用する。

(つくば市市営住宅条例の一部改正)

- 3 つくば市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号に次のように加える。

ケ つくば市犯罪被害者等支援条例（令和9年つくば市条例第 号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住し続けることが困難となったと認められるもの